

# サービス別事項

<平成24年度報酬改定等について>

平成25年5月21日

宮崎県福祉保健部障害福祉課

# 目 次

1	共通（相談支援を除く） .....	1
2	共同生活介護・共同生活援助 .....	2
3	児童発達支援・放課後等デイサービス・障害児入所施設 .....	5
4	日中系サービス .....	10
	（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援 A 型・就労継続支援 B 型）	
5	短期入所 .....	17
6	障害者支援施設 .....	19

# 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算

(共通(相談支援を除く))

種類	加算要件	対象職種	キャリアパス区分	加算率
福祉・介護職員処遇改善加算	<p>(要件) 加算の算定額に相当する福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善を実施しなければならない。 賃金改善は、本給、手当、賞与等のうちから対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。この場合、特定した賃金項目を含め、賃金水準を低下させてはならない。</p>	<p>ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員</p>	I キャリアパス要件・定量的要件のいずれも満たす	サービス別加算率 (減算なし)
			II キャリアパス要件を満たさない	サービス別加算率 (10%減算)
			II 定量的要件を満たさない	
			III キャリアパス要件・定量的要件をいずれも満たさない	サービス別加算率 (20%減算)
福祉・介護職員処遇改善特別加算	<p>(手続) 処遇改善加算を受けるには、処遇改善計画書の届出や実績報告が必要となる。</p>	<p>上欄の職種を中心として従業者の処遇改善が図られていれば加算の対象となる。</p> <p>※加算額の一部を事務職や医療職等の福祉・介護職以外の従業者の賃金改善に充てることも差し支えない。</p>	/	<p>サービス別加算率 ※ただし、福祉介護処遇改善加算と比べてサービス別加算率は低い。</p>

# 夜間支援体制加算

## (共同生活介護)

加算の区分	加算要件	備考
加算(Ⅰ)	省略	従来の夜間支援体制加算
加算(Ⅱ)	<p>緊急の事態が生じた際に、利用者の呼び出し等に対応できるよう、常時の連絡体制を確保している場合に算定できる</p> <p>緊急時の連絡先や連絡方法は、運営規定に定めるとともに、共同住居内の見やすい場所に掲示する必要がある。</p> <p>常時の連絡体制とは、①～③のいずれか</p> <p>① 従業員が常駐する</p> <p>② 携帯電話などにより夜間及び深夜時間帯の連絡体制が確保されている場合</p> <p>③ 指定共同生活介護事業所に従事する世話人又は、生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものにより連絡体制を確保している場合</p>	<p>加算(Ⅰ)と加算(Ⅱ)は併算定できない。</p> <p>③の場合、別途報酬等により評価される職務に従事する必要がある者による連絡体制は当該加算の算定対象とはしない。</p>

# 通勤者生活支援加算

(共同生活介護・共同生活援助共通)

加算名	加算要件	備考
通勤者生活支援 加算	利用者の半数以上が通常の事業所に雇用されていて、主として日中の時間帯において、勤務先その他の関係機関との調整及びこれに伴う利用者に対する相談援助を行う場合に加算できる	通常の事業所とは、一般就労のことをいい、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型の利用者は除くことに注意する

# 夜間防災・緊急時支援体制加算

## (共同生活援助)

加算の区分	加 算 要 件	備 考
加算(Ⅰ)	省略	従来の夜間防災体制加算の名称が変更したもの
加算(Ⅱ)	<p>緊急の事態が生じた際に、利用者の呼び出し等に対応できるよう、常時の連絡体制を確保している場合に算定できる</p> <p>緊急時の連絡先や連絡方法は、運営規定に定めるとともに、共同住居内の見やすい場所に掲示する必要がある。</p> <p>常時の連絡体制とは、①～③のいずれか</p> <p>① 従業員が常駐する</p> <p>② 携帯電話などにより夜間及び深夜時間帯の連絡体制が確保されている場合</p> <p>③ 指定共同生活介護事業所に従事する世話人又は、生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものにより連絡体制を確保している場合</p>	<p>加算(Ⅰ)と加算(Ⅱ)は併算定できる</p> <p>③の場合、別途報酬等により評価される職務に従事する必要がある者による連絡体制は当該加算の算定対象とはしない。</p>

## 延長支援加算

通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービス)		
加算の区分 単位数	加 算 要 件	備 考
61単位	延長時間1時間未満の場合	<p><b>【要件】</b> 運営規定に定める営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後において、児童発達支援等を行った場合に、1日の延長支援に要した時間に応じ、算定できる。</p> <p><b>【注意事項】</b> ①ここでいう営業時間には、送迎に係る時間は含まれない。 ②個々の利用児童の実利用時間は問わない。 サービス提供時間が8時間未満の場合も、営業時間を超えて支援を提供した場合は、加算対象となる。</p> <p>例) 営業時間9:00～17:00の事業所の場合 ・8時から12時まで支援を提供した場合の延長時間は8時から9時までの1時間。 ・8時30分から17時30まで支援を提供した場合、1日の延長時間は朝30分と夕方30分を合算し1時間となる。</p> <p>※1時間未満の報酬単位が複数算定されるものではない。</p>
92単位	延長時間1時間未満の場合時間以上2時間未満の場合	<p>③延長時間においても、指定基準上置くべき従業者(直接支援職員に限る)を1名以上配置することが必要。</p> <p>※営業時間については、児童の利用状況を踏まえ適切に設定すること。 ※延長支援に該当する児童全てについて届け出ることとし、該当児童が追加となる場合は、変更の届出をすること。</p>
123単位	延長時間2時間以上の場合	

## 特別支援加算

通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービス)		
加算の区分 単位数	加算要件	備考
25単位	<p>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置し、機能訓練又は心理指導を計画的に行った場合に、当該支援を受けた障害児1人に対し、1日につき算定できる。</p>	<p><b>【注意事項】</b>            次の場合には、加算は算定できない。            ①児童発達支援給付費において、重症心身障害児の場合及び難聴児に言語聴覚士を配置して機能訓練等を行った場合は、基本報酬において評価されているため、加算を算定できない。            ②医療型児童発達支援給付費において、重症心身障害児の場合及び肢体不自由児に理学療法士又は作業療法士を配置して機能訓練等を行った場合も、基本報酬において評価されているため、加算を算定できない。            ③加算の対象となる訓練等は、個別指導でなければならないという条件はないが、個々のニーズ等を踏まえ実施するものであることから、当該特別支援計画に沿ったサービスを提供するために必要な方法によること。            ④加算の算定については、延長支援加算と同様、該当する児童全てについて届け出ることとし、該当児童が追加となる場合は、変更の届出をすること。(取扱に変更の可能性あり)            ⑤訓練等を行った場合、個人ごとに訓練記録(事業所で定める書式で可)を作成し、定期的に訓練等の効果を検証するとともに、支援計画の見直しを図ること。</p>



## 18歳以上の利用者への対応に伴う指定関係

生活介護、施設入所支援		
サービス種別	移行前	解 釈
生活介護	重症心身障害児(者)通園事業	Q)重症心身障害児(者)通園事業から、児童発達支援(放課後等デイサービス)と生活介護の多機能型事業所へ移行した場合、常勤の職員配置が必要か？
		A)補助事業の補助要件を基礎として、適切なサービス提供体制が確保できるよう配置することで足りるものであり、必ずしも常勤配置が求められるものではない。 ただし、職員に係る専従要件は適用されるので、当該事業所の職務に従事する間は、専ら当該職務に従事する必要がある。
施設入所支援	知的障害児施設 肢体不自由児施設	Q)18歳以上の施設入所者への対応として、特例措置による障害福祉サービスの指定(施設入所支援・生活介護)を受けた場合の、18歳以上の障害児施設入所者に係る報酬の算定は？
		A)特例による指定を受けている場合、福祉型障害児入所給付費の報酬単位を生活介護と施設入所支援に按分し、経過的生活介護サービス費及び経過施設入所支援サービス費の報酬の適用する。 (障害児入所支援の加算が算定される場合は、当該加算を含める)
		----- 按分する割合・・・生活介護94/100、施設入所支援32/100
		Q)障害児支援と障害福祉サービスを一体的に行う場合、会計は事業ごとに区分しなければならないか？
		A)・原則的方法 指定基準において会計の区分が定められている事業ごとに区分。 ※ただし、医療型障害児入所施設又は療養介護事業所は、指定基準上、会計を区分する必要がない。  ・簡便な方法 両サービスを一体的に行っており、支出費目の内訳について、両者のコストを区分することが困難である場合には、必ずしも別会計としなくてもよい。 ただし、一体的に行う場合に限り、最長6年間の取扱いとなることに留意。 それぞれ定員を分けて行う場合は、事業ごとに区分する。

# 主たる対象とする障害以外の障害の児童を受け入れた場合

## 共通（通所支援・入所支援）

主たる対象とする障害以外の障害の児童を受け入れた場合には、その障害に応じた適切な支援が確保できるよう、障害種別に応じた基本報酬を算定できるとされたが、以下の点に留意すること。

### 【通所関係】

○難聴児又は重症心身障害児の基本報酬を算定するためには、児童発達支援センターの人員・施設基準に加え、それぞれの障害を受け入れるための施設基準を満たすことが条件となる。

児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所において、利用者の中に重心児がいる場合も、上記要件を満たさない限り、基本報酬において重心児の単価区分を選択することはできない。（特別支援加算については、要件を満たした上での訓練を実施すれば加算を算定できる。）

### 【入所関係】

○上記通所関係と同様、それぞれの障害を受け入れるための人員・施設基準を満たすことが必要。

# みなし給付決定児童に係る報酬の算定

## 児童発達支援・放課後等デイサービス

Q) みなし規定により、放課後等デイサービスに係る通所給付決定を受けたとみなされる未就学児に適用される報酬は？  
また、当該児童が児童発達支援事業所利用することは可能か？

A) みなし通所給付決定の内容は以下のとおりとなる。

### 旧児童デイサービスの利用者の通所支援の種類:放課後等デイサービス

※みなし給付決定の期間までは、未就学児童も含めて放課後等デイサービスにみなされる。  
この場合の未就学児童の報酬については、「放課後等デイサービスの休業日」として取扱う。

※旧児童デイサービスについては、児童発達支援及び放課後等デイサービスの指定を受けたものとみなされるが、「放課後等デイサービスに係る通所給付決定を受けたものとみなされる未就学児」が、「新規に児童発達支援のみを行う事業所を利用する場合」は、当該事業所において放課後等デイサービスに係る報酬を算定することはできない。

→このようなケースの場合、市町村において「児童発達支援」の給付決定を行うか、又は事業所が放課後等デイサービスの指定を受ける必要がある。

# 延長支援加算

## (生活介護)

加算の単位	加算の単位	加算要件	備考
延長時間1時間未満の場合	61単位	<p>次のいずれにも該当すること</p> <p style="text-align: center;">運営規程に定める事業所の営業時間が8時間以上であること。</p> <p style="text-align: center;">運営規程に定める営業時間の前後にサービスを提供した場合。</p>	<p>* 送迎時間は含まない 延長時間帯に生活支援員などの職員を1名以上配置していること</p>
延長時間1時間以上の場合	92単位	<p style="text-align: center;">個別支援計画に営業時間外に支援を行うことが明記されていること。</p>	

# 送迎加算

## (生活介護ほか)

加算の単位	対象サービス	加算要件	備考
27単位	短期入所	利用者に対して居宅と短期入所施設の間 の送迎を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多機能事業所又は同一敷地内に複数事業所がある場合は一の事業所として扱うこととする。</li> </ul>
	生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>1回(片道)の送迎について、平均10人以上の利用があり、週3回以上の送迎を実施している。</p> <p>基金事業の通所サービス等利用促進事業において、認められていた。</p>	
上記に加え 14単位	生活介護	上記に加えて送迎を利用する者のうち、100分の60以上が障害程度区分5若しくは区分6(これに準ずる)に該当する。	

**\* 利用者に対して、居宅と事業所間の送迎を行った場合に限る**

# 福祉専門職員配置等加算

(生活介護、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、B型)

加算の区分 単位数	加算要件	備 考
加算( ) 10単位 宿泊型自立訓練のみ 7単位	<p>指定基準の規定により配置することとされている<b>直接処遇職員</b>( 1)として常勤で配置されている従業者の総数のうち、<b>社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士</b>( 2)である従業者の割合が100分の25以上であること。</p> <p>なお、「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。(加算( )において同じ。)</p>	( 1)サービスごとの対象直接処遇職員 ・生活介護:生活支援員 ・自立訓練(機能訓練):生活支援員 ・自立訓練(生活訓練):生活支援員、地域移行支援員 ・宿泊型自立訓練:生活支援員、地域移行支援員 ・就労移行支援:職業指導員、生活支援員、就労支援員 ・就労継続支援A型、B型:職業指導員、生活支援員
加算( ) 6単位 宿泊型自立訓練のみ 4単位	<p>次のいずれかに該当する場合であること。ただし、( )を算定している場合は、算定しない。</p> <p>ア 直接処遇職員として配置されている従業者の総数(常勤換算方法により算出された従業者数をいう。)のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。</p> <p>イ 直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p> <p>なお、イ中「3年以上従事」とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とし、勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する他の障害者自立支援法に定める障害福祉サービス事業(旧法施設を含む)及び精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、小規模通所授産施設、地域生活支援事業の地域活動支援センター等の事業、障害者就業・生活支援センター、児童福祉法に規定する障害児通所支援事業及び障害児入所施設、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。</p> <p>また、当該勤続年数の算定については、非常勤で勤務していた期間も含めることとする。</p>	( 2)対象職種 ・自立訓練(機能訓練)のみ、社会福祉士及び介護福祉士

多機能型事業所等における本加算の取扱いについて  
 多機能型事業所については、当該事業所における**全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて**要件を計算し、当該要件を満たす場合には全ての利用者に対して加算を算定することとする。  
 なお、この場合において、当該多機能型事業所等の中で複数の直接処遇職員として、常勤の時間を勤務している者(例:生活介護の生活支援員を0.5人分、就労移行支援の職業指導員を0.5人分勤務している者)については、「常勤で配置されている従業者」に含めることとする。

# 夜間防災・緊急時支援体制加算

## (宿泊型自立訓練)

加算の区分 単位数	加算要件	備考
加算( ) 12単位	警備会社と宿泊型自立訓練事業所に係る警備業務の委託契約を締結する場合のほか、自動通報装置を設置し、緊急時に速やかに対応できる体制を整えている場合	指定障害者支援施設の夜勤職員等、別途報酬等により評価される職務に従事する必要がある者による対応体制は加算算定の対象としない。  ( )と( )の併給可。
加算( ) 10単位	<p>夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保している場合。</p> <p>緊急時の連絡先や連絡方法については、運営規定に定めるとともに事業所内の見やすい場所に掲示すること。</p> <p>常時の連絡体制については、当該事業所の従業者が常駐する場合のほか、次の場合にも算定できる。</p> <p>ア 携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制が確保されている場合。</p> <p>イ 宿泊型自立訓練事業所に従事する生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものにより連絡体制を確保している場合。</p>	指定障害者支援施設の夜勤職員等、別途報酬等(報酬告示第9の2の口の夜間支援体制加算( )及び第16の1の3の口の夜間防災・緊急時支援体制加算( )を除く。)により評価される職務に従事する必要がある者による対応体制は加算算定の対象としない。  ( )と( )の併給可。

## 就労移行支援体制加算 (就労移行支援)

加算名	加算の区分	加算要件	備考
就労移行支援 体制加算	イ 41単位 ロ 68単位 ハ 102単位 ニ 146単位 ホ 209単位	<p><b>前年度、前々年度</b>の支援を受けた者が就労した後、6月を越える期間継続して就労している場合に、利用定員に対するその割合に応じた加算を行うもの</p> <p>留意事項 6ヶ月を経過した日が属する年度における利用者で算定する。</p> <p>利用定員についても、前年度、前々年度における数であること。</p>	
	22単位	<p>1年以上の実務経験を有する就労支援員について、厚生労働大臣が定める研修を修了した者を就労支援員として配置していること。 (管理者、サービス管理責任者、生活支援員として配置した場合は対象外)</p> <p>上記の就労移行支援体制加算の対象事業所であること。</p>	

## 就労移行支援体制加算 (就労継続支援A型、B型)

就労移行支援 体制加算	13単位	<p><b>前年度</b>の支援を受けた者が就労した後、6月を越える期間継続して就労している場合に、利用定員に対するその割合に応じた加算を行うもの</p> <p>留意事項 6ヶ月を経過した日が属する年度における利用者で算定する。</p> <p>利用定員についても前年度における数であること。</p>	
----------------	------	---	--



# 移行支援準備支援体制加算 (就労移行支援)

加算の区分	加 算 要 件	備 考
加算( ) 41単位	前年度の施設外支援を実施した利用者の数が、利用定員の100分の50を超えるものとして、届け出た事業所が以下のいずれかを実施した場合、その実施した施設外支援利用者の人数に応じて加算する。	<p><b>施設外支援に対する加算</b> 施設外支援において、職員が同行又は職員のみにより、活動を行った場合に算定(利用者のみでは算定外)</p> <p>施設外支援の要件を満たしていることが必要</p> <p>加算( )を算定する期間は算定できない。</p>
	職場実習等にあつては、同一の企業及び官公庁等における1回の施設外支援が1月を超えない期間であり、職員が同行して支援を行った場合	
	求職活動等については、ハローワーク等に職員が同行して支援を行った場合。	
加算( ) 100単位	施設外就労利用者の人数に応じて加算する。	<p><b>施設外就労に対する加算</b></p> <p>施設外就労の要件を満たしていることが必要</p>
	1月の利用日数から事業所内における必要な支援等を行うための2日を除く日数を限度とする	

# 目標工賃達成加算

(就労継続支援B型)

加算の区分	加算要件	備考
加算( ) 49単位	前年度の工賃について、以下に該当する場合	月の途中において、利用開始又は修了した者の当該月の工賃は実績から除外する。
	前年度の工賃実績が、県の最低賃金の3分の1以上であること。	
	前年度の工賃実績が、前年度の当該事業所の目標工賃以上であること。	
	事業所において、「工賃向上計画」を策定し、工賃向上の取組みを実施していること。	
加算( ) 22単位	前年度の工賃実績が県の就労継続支援B型事業所(月額・時給額別)の平均工賃の100分の80以上であること。	
	事業所において、「工賃向上計画」を策定し、工賃向上の取組みを実施していること。	

\* 目標工賃達成指導員配置加算についても、同様に「工賃向上計画」の策定とその積極的な取組みが条件となります。

## 緊急短期入所体制確保加算

緊急短期入所体制確保加算(40単位/日) ※要 様式18号「緊急短期入所体制確保加算に関する届出書」

算定日の属する月の前3月間における稼働率が90%以上の短期入所事業所(※空床利用型は対象外)において、「緊急に」短期入所を必要とする者を受入れるために、各月ごとに利用定員の100分の5に相当する空床(緊急利用枠)を確保している場合に、1日につき40単位を利用者全員に加算する。

### ●稼働率の計算方法

- ・各月で90%以上を満たす必要はなく、3か月平均で超えていることが要件。
  - ・緊急短期入所体制確保加算については、届出が受理された日が属する月の翌月から算定を開始するものであり、「算定日が属する月前3月間」とは、原則として、算定を開始する月の前月を含む前3月間のことをいう。
- ※ただし、算定を開始する月の前々月末までの状況に基づき届出を行う取扱いとしても差し支えない。
- ・加算の届出を行う時点で90%を満たしていれば、届出後に下回っても算定可。

$$\frac{\text{3月間における利用延人員}}{\text{1日当たりの利用定員} \times \text{3月間の営業日数}}$$

### ●緊急利用枠の算定方法

(ex1) 4月に定員20名の事業所が算定する場合

$$\begin{array}{ccccccc} \text{定員数} & & \text{5\%} & & \text{当該月の営業日数} & & \text{緊急利用枠} \\ \text{(20名)} & \times & \text{(100分の5)} & \times & \text{(30日)} & = & \text{(30日分)} \end{array}$$

- ・緊急利用枠は、毎日、同一ベッドを確保すること(上記の例では、毎日1床分を緊急利用枠として確保)。
- ・当初から予定どおり利用している利用者については、算定できない。
- ・緊急利用枠が、毎日1床を確保するための数に満たない端数の場合や、毎日1床を確保するための数を超えて端数が生じる場合は、当該端数分に関しては、連続する期間の同一ベッドを緊急利用枠として確保すること。

(ex2) 利用定員が10人の時、 $10(\text{人}) \times 0.05 \times 30(\text{日}) = 15$  となる。

→したがって、この場合15日間連続して同一ベッドを確保しなければならない。

## ●空床情報の公開等

→利用者ニーズに対応した緊急利用の促進のため

- ・緊急利用枠を確保していることについて、事業所内の見やすい場所に掲示。
- ・各種相談支援事業所(指定一般、指定特定、指定障害児)や近隣の他事業所との情報共有に努める。
- ・上記により、緊急的な利用ニーズに対応する事業所であることを明確化する。



具体的には...

○定期的な情報共有、事例検討などを行う会を設ける(方法は関係機関間で適切なものを検討)。

○公表する空床情報

- ・緊急利用枠の数
- ・緊急利用枠が確保されている期間
- ・緊急利用枠以外の空床情報など

○その他緊急利用者の受入促進及び空床の有効活用を図るために必要な情報

→事業所のホームページ等による公表

# 栄養士欠如等減算(基本報酬)

## (施設入所支援)

減算の区分		単位数(減算)		備考
減算( )	管理栄養士又は栄養士の配置がされていない	利用定員 40人以下	27	調理業務の委託先のみ管理栄養士等が配置されている場合は、減算の対象となる。
		41人以上60人以下	22	
		61人以上80人以下	15	
		81人以上	12	
減算( )	配置されている管理栄養士又は栄養士が常勤でない	利用定員 40人以下	12	
		41人以上60人以下	10	
		61人以上80人以下	7	
		81人以上	6	

# 夜勤職員配置体制加算

## (施設入所支援)

利用定員	加 算 要 件		単位数
21人以上40人以下	前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下	夜勤2人以上	4 9
41人以上60人以下	前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下	夜勤3人以上	4 1
61人以上	前年度の利用者の数の平均値が61人以上	夜勤3人に、前年度の利用者の数の平均値が60を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上  (例) 利用者数 61～100人：夜勤4人以上 利用者数 101～140：夜勤5人以上	3 6

# 重度障害者支援加算

## (施設入所支援)

加算の区分	人員配置体制加算	加算要件	備考
加算( )	-	医師意見書により特別な医療が必要とされる者が利用者の20%以上かつ、指定基準の人員配置に加え、常勤換算方法で、生活支援員等を1人以上配置	区分6で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者、または、重症心身障害者が2人以上いる場合は、さらに22単位を加算
加算( )	人員配置1.7:1以上	認定調査票等における行動関連項目の点数の合計が8点以上の利用者1人につき、指定基準の人員配置に加え、常勤換算方法で、生活支援員を0.5人以上配置	加算( )を算定している場合は、加算( )は算定できない。 行動関連項目の合計点数を15点以上から8点以上にしたことに伴い、重度障害者それぞれで加算( )の算定を行うか行わないかを選択できる。
	人員配置2:1以上		
	人員配置2.5:1以上		
	人員配置体制加算なし	認定調査票等における行動関連項目の点数の合計が8点以上の利用者1人につき、指定基準の人員配置に加え、常勤換算方法で、生活支援員を1人以上配置	加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、さらに700単位を加算